

2024年2月20日

各 位

会社名 株式会社日本創発グループ
代表者名 代表取締役社長 藤田 一郎
(コード: 7814 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 菊地 克二
電話番号 03-5817-3061

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社取締役会は、本日、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、株主への利益還元を重要な政策として位置付けております。利益配分につきましては、安定配当の継続を基本としつつ、業績及び財務状況、配当性向、内部留保などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。剰余金の配当については、年4回とすることを基本として、取締役会が都度決定することとしております。また、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款で定めております。上記方針に基づき、2022年12月期の配当につきましては、1株当たり11円（第1四半期配当：2.75円、第2四半期配当：2.75円、第3四半期配当：2.75円、期末配当：2.75円）とし、この結果、配当性向（連結）は26.48%となりました。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

これまでに当社は、機動的な資本政策遂行の一環として自己株式の取得を行ってきております。具体的には、当時公表いたしました自己株式の取得に関するプレスリリースに記載のとおり、①2016年5月13日開催の取締役会の決議に基づき、2016年5月16日に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により606,600株（取得当時の所有割合（注1）：4.98%）を368,812,800円で、②2016年8月17日開催の取締役会の決議に基づき、2016年8月18日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により380,000株（取得当時の所有割合（注2）：3.28%）を220,780,000円で、③2016年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、2016年11月15日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により591,500株（取得当時の所有割合（注3）：5.01%）を363,772,500円で、④2017年11月27日開催の取締役会の決議に基づき、2017年11月28日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により347,900株（取得当時の所有割合（注4）：2.93%）を279,363,700円で、⑤2018年2月20日開催の取締役会の決議に基づき、2018年2月21日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により1,105,000株（取得当時の所有割合（注5）：8.00%）を1,105,000,000円で、⑥2018年4月10日開催の取締役会の決議に基づき、2018年4月11日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により54,000株（取得当時の所有割合（注6）：0.42%）を52,920,000円で、⑦2018年5月29日開催の取締役会の決議に基づき、2018年5月30日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により150,000株（取得当時の所有割合（注7）：1.18%）を153,000,000円で、⑧2019年6月3日開催の取締役会の決議に基づき、2019年6月5日から2019年8月30日までの期間に、東京証券取引所における市場買付けの方法により100,000株（取得当時の所有割合（注8）：0.80%）を83,283,500円で、⑨2019年8月30日開催の取締役会の決議に基づき、2019年9月2日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により900,000株（取得当時の所有割合（注9）：7.25%）を794,700,000円で、⑩2021年11月25日開催の取締役会の決議に基づき、2021年11月26日に、東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）により2,335,300株（取得当時の所有割合（注10）：4.62%）を756,637,200円で、それぞれ取得しております。

（注1） 2016年3月31日現在の発行済株式総数（12,187,280株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（0株）を控除した株式数（12,187,280株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。

（注2） 2016年6月30日現在の発行済株式総数（12,187,280株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（606,600株）を控除した株式数（11,580,680株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。

- (注3) 2016年9月30日現在の発行済株式総数(12,187,280株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(384,916株)を控除した株式数(11,802,364株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。
- (注4) 2017年9月30日現在の発行済株式総数(12,187,280株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(326,976株)を控除した株式数(11,860,304株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。
- (注5) 2017年12月31日現在の発行済株式総数(13,817,934株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(72株)を控除した株式数(13,817,862株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。
- (注6) 2018年3月31日現在の当社の発行済株式総数(13,817,934株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,105,076株)を控除した株式数(12,712,858株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。
- (注7) 2018年4月30日現在の当社の発行済株式総数(13,817,934株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,159,080株)を控除した株式数(12,658,854株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。
- (注8) 2019年4月30日現在の当社の発行済株式総数(13,817,934株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,309,152株)を控除した株式数(12,508,782株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。
- (注9) 2019年7月31日現在の当社の発行済株式総数(13,817,934株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,409,152株)を控除した株式数(12,408,782株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。
- (注10) 2021年10月31日現在の当社の発行済株式総数(55,271,736株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(4,692,435株)を控除した株式数(50,579,301株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。

かかる資本政策の基本的な方針を背景に、当社は、2023年12月上旬、株主への更なる株主還元、機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を目的として、自己株式の取得について検討を開始いたしました。当社は、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を重要な指標としており、加えてEBITDA(経常利益+減価償却費+のれんの償却額+金融費用)、自己資本比率、キャッシュ・フローを重視した経営により、経営基盤を強化し、安定的な成長を図ることとしております。それにより、1株当たり当期純利益(EPS)や自己資本当期純利益率(ROE)を高め、有利子負債(Debt)を効率よく調達することにより加重平均資本コスト(WACC)を押さえ投下資本利益率(ROIC)を高めることについても重視しており、また、適切なIR活動を通じて株価を意識し、EV/EBITDA倍率を追求することとしております。当社株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)や自己資本当期純利益率(ROE)など資本効率の向上に寄与し、株主に対する利益還元につながることで、また、機動的な資本政策の遂行のための備えになることとなり、大株主が所有する当社株式を取得するのであれば、流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得できると判断いたしました。当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに、2023年9月30日時点での当社連結ベースの現金及び預金が約100億49百万円であること、今後の業績及び投資の見込みなどの財務の状況等を考慮しても、今回想定される自己株式の取得資金約9億78百万円に自己資金である2023年9月30日時点での当社連結ベースの現金及び預金である約100億49百万円を充当しても、充当後現預金残高は約90億71百万円であり、当社の財務状況に大きな影響を与えないとの結論に至り、2023年12月中旬、当社株式を19,050,000株(所有割合(注)38.00%)所有し当社の主要株主である筆頭株主の株式会社TK0(以下「TK0」といいます。TK0は、当社の取締役である鈴木隆一が議決権の100%を所有する資産管理会社であり、同氏が、TK0の代表取締役を兼務しております。)に対して、その所有する当社株式の一部の当社への売却を打診したところ、2023年12月下旬に、TK0より当社株式を売却することの可否について検討する旨の回答を得ました。

(注) 所有割合とは、当社が2023年11月9日に公表した「2023年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数(55,271,736株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(5,135,863株)を控除した株式数(50,135,873株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

そこで、当社は、TK0より当社株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、(i)株主間の平等性、(ii)取引の透明性、(iii)市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制につながることで、及び(iv)TK0以外の株主にも一定の検討期間を提供したうえで市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2024年1月中旬に、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。また、2024年1月中旬に、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。このような考えに基づき、当社は、2024年1月下旬に、TK0に対して、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2024年1月下旬に、応募株式数については1,710,000株程度とし、応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。

これを受けて、当社は、2024年1月下旬に、市場価格に対するディスカウント率については、当社の財務状況及び2022年1月以降2023年12月下旬までの間に公表された自己株式の公開買付けの事例(以下「本事例」といいます。)44件において、10%程度(9%から12%)のディスカウント率を採用している事例が30件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる株価については、本事例44件のうち、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が30件と最多であったことを踏まえ、本公開買付け価格について検討を行いました。

そして、ディスカウントの基礎となる株価について、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えられる一方で、長期間の平均株価を採用すると、直近の当社の企業価値及び市場の評価を反映しなくなる可能性が高まると考えられることを踏まえ、当社は、2024年1月26日に、同日の前営業日（2024年1月25日）に、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の単純平均値591円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して12.01%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である520円を本公開買付価格とする旨をTK0に提案いたしました。その結果、2024年2月19日に、TK0より、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である1,710,000株（所有割合3.41%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2024年2月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日（2024年2月19日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の単純平均値613円に対して15.17%のディスカウントを行った価格である520円とすることを決議いたしました。

上記取締役会においては、当社取締役である鈴木隆一を除くすべての取締役（11名）が上記の決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社取締役である鈴木隆一は、TK0の議決権の100%を所有するとともに同社の取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有するおそれがあるため、利益相反を回避し取引の公平性を高める観点から、本公開買付けに関する事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、当社取締役会における審議及び決議にも参加していません。本公開買付けは、TK0以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、TK0が応募を予定している1,710,000株（所有割合3.41%）を上回る1,881,000株（所有割合3.75%）を買付予定数の上限としております。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、2023年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は14,355百万円であり、買付資金に充当した後も、当社の2019年12月末から2023年12月末の過去5年間における平均的な手元流動性（過去5年間における期末の手元流動性（現金及び現金同等物）の単純平均11,708百万円）を上回る水準を確保できます。これらにより、当社は事業環境の大きな変化の際にも十分な流動性が確保できると考えています。従って、通常の業務運営に応じた流動性は確保されているため、財務健全性及び安全性は問題ないものと考えています。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに公表いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,881,100株（上限）	978,172,000円（上限）

(注1) 発行済株式総数 51,000,000株（2024年2月20日現在）

(注2) 発行済株式総数に対する割合 3.69%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 2024年2月21日から2024年3月21日まで

(注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元（100株）を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	2024年2月20日（火曜日）
② 公開買付開始公告日	2024年2月21日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2024年2月21日（水曜日）
④ 買付け等の期間	2024年2月21日（水曜日）から 2024年3月21日（木曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金520円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。このような考えに基づき、当社は、2024年1月下旬に、TKOに対して、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2024年1月下旬に、応募株式数については1,710,000株程度とし、応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。

これを受けて、当社は、2024年1月下旬に、市場価格に対するディスカウント率については、当社の財務状況及び本事例44件において、10%程度（9%から12%）のディスカウント率を採用している事例が30件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる株価については、本事例44件のうち、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が30件と最多であったことを踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。そして、ディスカウントの基礎となる株価について、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えられる一方で、長期間の平均株価を採用すると、直近の当社の企業価値及び市場の評価を反映しなくなる可能性が高まると考えられることを踏まえ、当社は、2024年1月26日に、同日の前営業日（2024年1月25日）に、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の単純平均値591円に対して12.01%のディスカウントを行った価格である520円を本公開買付価格とする旨をTKOに提案いたしました。その結果、2024年2月19日に、TKOより、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である1,710,000株（所有割合3.41%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2024年2月20日開催の取締役会決議において、本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日（2024年2月19日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の単純平均値613円に対して15.17%のディスカウントを行った価格である520円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である520円は、本公開買付けの取締役会決議日（2024年2月20日）の前営業日である2月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値614円から15.31%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値613円に対して15.17%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値588円に対して11.56%をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、2024年1月中旬以降、本公開買付けの諸条件について検討を進めることとし、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

その上で、当社は、2024年1月下旬に、市場価格に対するディスカウント率については、当社の財務状況及び本事例44件において、10%程度（9%から12%）のディスカウント率を採用している事例が30件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる株価については、本事例44件のうち、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が30件と最多であったことを踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。そして、ディスカウントの基礎となる株価について、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えられる一方で、長期間の平均株価を採用すると、直近の当社の企業価値及び市場の評価を反映しなくなる可能性が高まると考えられることを踏まえ、当社は、2024年1月26日に、同日の前営業日（2024年1月25日）に、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の単純平均値591円に対して12.01%のディスカウントを行った価格である520円を本公開買付価格とする旨をTKOに提案いたしました。その結果、2024年2月19日に、TKOより、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である1,710,000株（所有割合3.41%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2024年2月20日開催の取締役会決議において、本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日（2024年2月19日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の単純平均値613円に対して15.17%のディスカウントを行った価格である520円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,881,000株	一株	1,881,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,881,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,881,000株)を超える場合は、そのを超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取る場合があります。

(5) 買付け等に要する資金

1,017,140,000円

(注) 買付予定数(1,881,000株)をすべて買い付けた場合の買付代金(978,120,000円)に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費、弁護士報酬並びにその他諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

② 決済の開始日
2024年4月12日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用される源泉徴収税額(注)を控除した金額を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。(※)

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなされ課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が東海東京証券株式会社であるときは、本公開買付け

による譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が東海東京証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ハ) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

但し、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限る）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明・保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）若しくは買付けに関する書類も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2024年2月20日付で、TK0との間で、所有株式の一部である1,710,000株（所有割合：3.45%）を本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しました。本応募契約においては、TK0による応募の前提条件は存在しません。

③ 当社は、2024年2月14日付で「2023年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況（連結）

(単位：百万円)

会計期間	2023年12月期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	74,846
売上原価	54,379
販売費及び一般管理費	17,003
営業外収益	1,054
営業外費用	524
親会社株主に帰属する当期純利益	2,508

(ii) 1株当たりの状況(連結)

(単位:円)

会計期間	2023年12月期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益	50.94
1株当たり配当額	12.00
1株当たり純資産額	307.67

(iii) 当期連結業績予想及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当期連結業績予想 (2024年12月期)	77,000	3,500	4,000	2,600
前期連結実績 (2023年12月期)	74,846	3,463	3,993	2,508

(ご参考) 2024年2月20日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 50,135,809株

自己株式数 864,191株

以上